

KS 法改正ニュースレター Vol.13

KS 経営労務コンサルタントオフィス: <https://www.ks-keiei.com/>

マイナンバーカードと健康保険証が一体化された（マイナ保険証）の利用を基本とする仕組みに移行し、令和 6 年 12 月 2 日からは健康保険証が発行されなくなります。今回のニュースレターでは、厚生労働省が発信している、マイナ保険証移行後の FAQ や、移行に必要な対応等の情報をお伝えいたします。

(1) 令和 6 年 12 月 マイナ保険証移行後の FAQ

- | |
|--|
| Q1. 令和 6 年 12 月から保険証が使えなくなるのですか。マイナンバーカードがないと健康保険で受診できなくなりますか。 |
| A1. 現在使用している保険証は、その有効期限まで（最長令和 7 年 12 月 1 日まで）使用可能です。 |
| Q2. マイナンバーカードを持っていません。マイナ保険証の利用登録をしていません。どうしたらいいですか。 |
| A2. 現行の保険証の有効期限より前に、保険者から送付される「資格確認書」で受診が可能です。 |
| Q3. 今まで使用していた保険証は返却するのでしょうか。 |
| A3. 令和 7 年 12 月 2 日以降は、現行保険証は無効となるため、返却は不要です。ご自身で破棄してください。
＜注意＞ 令和 7 年 12 月 1 日までに退職等の理由で、保険証を使用しなくなった場合は返却が必要です。 |

(2) マイナ保険証のメリット

- ・医療機関での受付が自動化されるため、効率が良くなります。
- ・医療機関の窓口での限度額以上の支払いが不要となります。（現状は事前に申請が必要です。）
- ・就職、転職、引越による保険証の変更が不要となります。（手続完了後、すぐ健康保険証として使用できます。）
- ・マイナポータルから過去の診療情報の閲覧が可能になります。
- ・マイナポータル連携の利用により、確定申告時に必要な「医療費控除の明細書」の作成が自動化できます。

(3) マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続き方法

STEP1. マイナンバーカードを申請 ■申請方法 ① オンラインで申請する （パソコン・スマートフォンから） ② 郵便で申請する ③ まちなかの 証明写真機から申請する	STEP2. マイナンバーカードを 健康保険証として登録 ■利用登録の方法 ① 医療機関・薬局の受付 （カードリーダー）で行う ② 「マイナポータル」から行う ③ セブン銀行ATMから行う	STEP3. 医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付 ■受付方法 ① 顔認証つきカードリーダーに マイナンバーカードを置く ② 本人認証を行う （顔認証・暗証番号） ③ 各種情報提供の同意選択をする
---	--	---

詳細は以下のサイトでご確認ください。

[参照：厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用方法]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

[参照：デジタル庁 よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について]

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card>

[参照：国税庁 マイナポータルと連携した所得税確定申告手続]

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_junbi/kakutei.htm